



財産 | 総合事業者保険 (スマートプロジェクト)

AIG損保

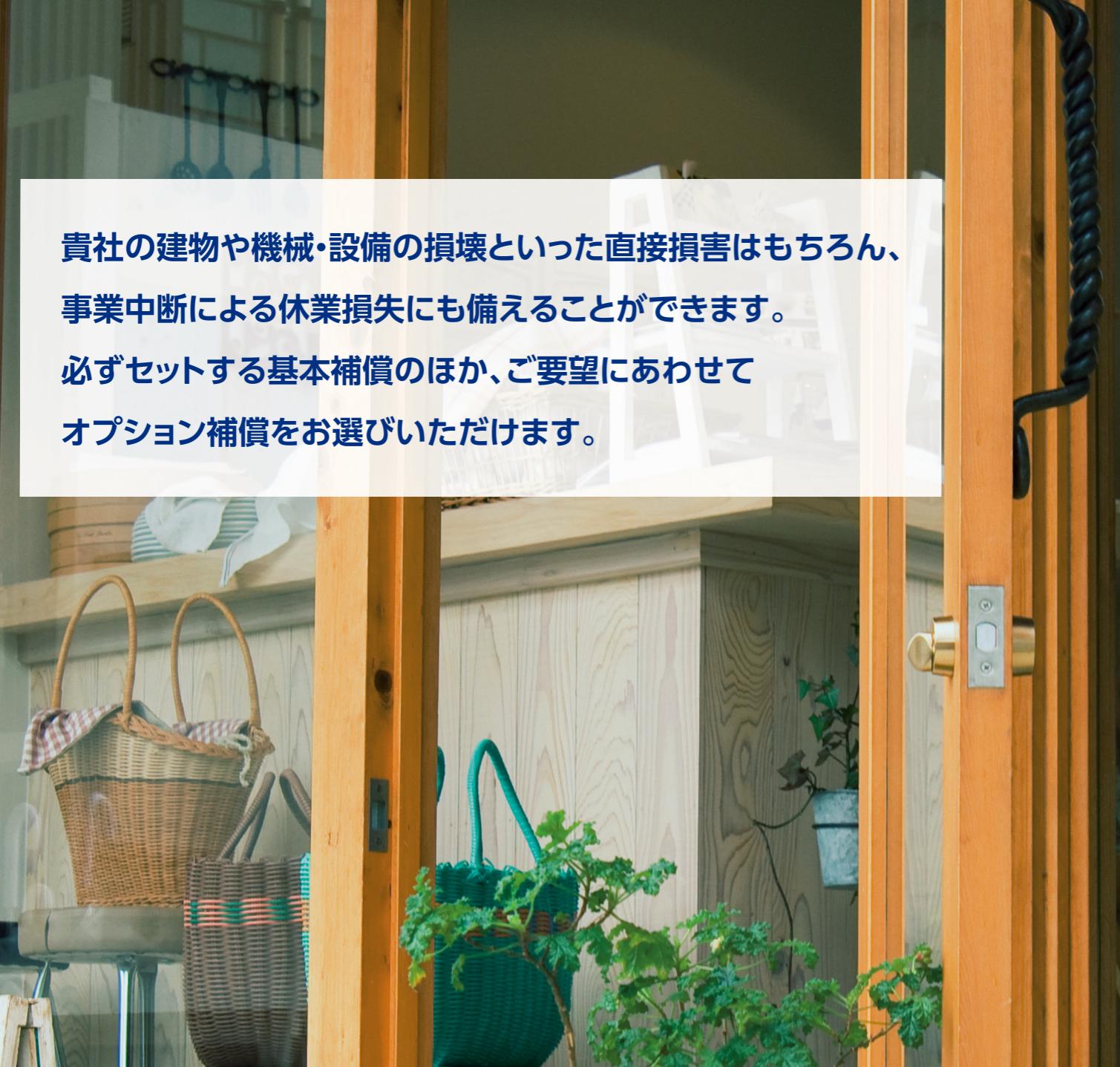
事業者の財産について
さまざまなリスクに対する補償を
ご提供します。



総合事業者保険

2022.10版

2023年1月1日以降保険始期契約用



貴社の建物や機械・設備の損壊といった直接損害はもちろん、事業中断による休業損失にも備えることができます。必ずセットする基本補償のほか、ご要望にあわせてオプション補償をお選びいただけます。

オーダーメイドで組み立てる保険契約

基本補償
その他不測かつ突発的な事故補償
水災危険補償
地震危険補償

屋外設備・装置の補償
休業損失補償
借家人賠償責任補償 (個別補償)

3つの特長

1

局地的な大雨、地震災害などへの対策

「水災危険補償」および「地震危険補償」をご用意しています。

近年多発しているゲリラ豪雨や都市型水害、地震災害などの自然災害に対する補償が充実しています。

2

事故発生時の事業継続をサポート

「財産に関する補償」には「危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)」や「安定化処置費用補償特約」がセットされており、これらの特約によって保険事故による経営への影響を少なくすることができます。

3

屋外設備・装置もまとめて補償

キュービクル、屋外看板などの屋外設備・装置を補償する「屋外設備・装置の補償」をご用意しています。保険の対象となる建物と同一敷地内にある屋外設備・装置をまとめて補償することで、補償の漏れを防ぐことが可能です。

●この保険は一般物件を対象としています。

CONTENTS

はじめに	02	保険金をお支払いできない主な場合	10
基本補償	03	主な用語のご説明	13
オプション補償			
その他不測かつ突発的な事故補償	05		
水災危険補償	06		
地震危険補償	06		
屋外設備・装置の補償	07		
休業損失補償	08		
借家人賠償責任補償(個別補償)	09		

基本補償

基本補償

財物損害補償特約

次のような事故により、保険の対象に生じた損害を補償します。

- 火災・落雷・破裂・爆発
- 物体の落下・飛来・衝突等
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議等

お支払いする保険金

● 損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

損害の額* - 自己負担額(免責金額)

再調達価額を基準に算出します。

*保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

(注1) 業務用通貨の盗難によって生じた損害は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円限度、業務用預貯金証書の盗難によって生じた損害は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額を限度とします。また、自己負担額(免責金額)は適用されません。

(注2) 設備・什器(じゅうき)等が保険の対象である場合には、1個(1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石類、書画、骨董(こつとう)、美術品等に生じた損害は、1個(1組)ごとに100万円、1回の事故につき300万円を限度とします。

● 残存物取扱費用保険金

残存物の取扱に必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

(注) 業務用通貨等の盗難の場合を除きます。

● 地震火災費用保険金

地震等を原因とする火災によって保険の対象に一定以上の損害が発生した場合に次の金額をお支払いします。

保険金額*の5%(1事故1敷地内300万円限度)

*保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額

支出にあたり、弊社の同意が必要な費用もあります。また、個別に限度額を設定している保険金もあります。

保険の対象

事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等)を対象とします。
ただし、次のものを除きます。

- 居住の用に供する建物 ● 建築中の建物および増築中の建物の増築部分
- 自動車、船舶または航空機
- 家財 ● 動物または植物 ● 野積みの動産
- 屋外設備・装置
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物
- など

危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)

火災・破裂・爆発により保険の対象が損害を受けた際に、その悪影響を管理・最小化するために負担したコンサルティング費用(危機管理コンサルティング費用)および謝罪広告費用・記者会見費用などの臨時に必要とした費用(危機管理実行費用)を補償します。ただし、事故日の翌日から起算して30日以内に実施した危機管理対応について生じた費用に限ります。

- 危機管理コンサルティング費用保険金 : 1事故500万円限度
- 危機管理実行費用保険金 : 1事故500万円限度

(ただし、見舞金・見舞品費用については、見舞対象者1名につき1万円限度)

(注) 危機管理実行費用については、事故が発生したことについて新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他これらに準ずる媒体を通じて報道機関により報道された場合に限ります。

● コンサルティング例

- 周辺住民への謝罪・報告方法に関する相談
- 取引先・金融機関等への謝罪・報告に関する相談
- 貴社ホームページへの掲載文の作成
- 報道等の状況に関する情報収集、整理、分析
- 記者会見の準備・模擬記者会見の実施

(注) 危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。危機管理コンサルティング機関は、上記のご相談についてアドバイスを提供します。コンサルティングを依頼される場合は、お客さまとコンサルティング会社で個別にご契約いただきます。

安定化処置費用補償特約

財物損害補償特約の対象事故により保険の対象となっている建物や機械・設備など(※1)が損害を受けた際に、さびまたは腐食等による損害の発生・拡大を防止するために必要とした安定化処置費用(※2)を補償します。

なお、その他不測かつ突発的な事故補償特約、水災危険補償特約または地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)がセットされている場合は、それぞれの対象事故も補償の対象となります。

(※1) 商品・製品等は保険の対象に含まれません。

(※2) 弊社が指定する者が、弊社の承認の下に行う処置による費用に限ります。

- 安全化処置費用保険金 : 1事故5,000万円限度

● 安定化処置の例

- 腐食防止作業
- 乾燥
- 粉末消火器によって汚染された機械内の洗浄 など

安定化処置は、弊社が指定するリカバリープロ株式会社が行います。

同社が行う安定化処置により、従来、罹災(りさい)した際には新品と交換するしかないと想されていた機械等についても、機能上、罹災(りさい)前と同様の状態に修復することができ、新品との交換に時間を費やすことなくお客さまの事業が早期に復旧することができます。

同社に安定化処置を依頼いただく場合は、お客さまとリカバリープロ株式会社で個別にご契約いただきます。

(注) 事故発生時にリカバリープロ株式会社のサービスを提供することをお約束するものではありません。また、提携会社は予告なく変更する場合があります。

**保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。**

オプション補償

その他不測かつ突発的な事故補償

その他不測かつ突発的な事故補償特約

財物損害補償特約の対象事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象に発生した損害を補償します。

お支払いする保険金

●損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

損害の額^{*} – 自己負担額(免責金額)

再調達額を基準に算出します。

※保険金額(保険金額が再調達額を超える場合は再調達額)を限度とします。

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

●修理付帯費用保険金

保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。

- ・損害の原因調査費用
- ・仮修理費用
- など

実費(保険金額^{*}の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)

※保険金額が再調達額を超える場合は再調達額

ご注意

移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書などをいいます。)またはこれらの付属品について生じた損害は、保険金をお支払いできません。

支出にあたり、弊社の同意が必要な費用もあります。また、個別に限度額を設定している保険金もあります。

 保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。

水災危険補償

水災危険補償特約

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災によって保険の対象に発生した損害を補償します。

お支払いする保険金

●損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

(損害の額^{*} – 自己負担額(免責金額)) × 縮小支払割合^{**2}

再調達額を基準に算出します。

※1 保険金額(保険金額が再調達額を超える場合は再調達額)を限度とします。

※2 縮小支払割合は、ご契約時に100%(縮小なし)または50%のいずれかからお選びいただけます。
ただし、保険の対象の状況等によりお選びいただける縮小支払割合が50%のみの場合があります。

事故時諸費用保険金(オプション特約)

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。

※詳細は3ページの財物損害補償特約「事故時諸費用保険金」欄をご参照ください。

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

地震危険補償

地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震または噴火による火災、損壊、埋没、破裂、爆発、津波、洪水などによって保険の対象に発生した損害を補償します。

お支払いする保険金

●損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

(損害の額^{*} – 自己負担額(免責金額)) × 縮小支払割合^{**2}

再調達額を基準に算出します。

※1 保険金額(保険金額が再調達額を超える場合は再調達額)を限度とします。

※2 縮小支払割合は、ご契約時に10%~100%の範囲内で10%刻みでお選びいただけます。
ただし、保険の対象の所在地によってお選びいただける割合の上限が異なります。

事故時諸費用保険金(オプション特約)

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。

※詳細は3ページの財物損害補償特約「事故時諸費用保険金」欄をご参照ください。

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造や建物建築年によっては、お引き受けできない場合があります。
また、保険の対象に「商品・製品等」が含まれる場合で、割れ物や美術品等が含まれるとときは特約をセットすることができません。

 保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。

オプション補償

屋外設備・装置の補償

屋外設備・装置修復費用補償特約

保険の対象が所在する敷地内の屋外設備・装置およびそれらに収容された設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等が、次の事故によって損害を受けた場合に補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突等
- 漏水・放水・溢水(いっすい)
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議
- 盗難
- 上記の事故以外の不測かつ突発的な事故

(注)水災危険補償、地震危険補償の各補償をセットしている場合でも、水災および地震等による損害は補償の対象となりません。

お支払いする保険金

●屋外設備・装置修復費用保険金

対象事故によって保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

屋外設備・装置修復費用* - 自己負担額(免責金額)

* 1事故1敷地内ごとにご契約時に設定した支払限度額を限度とします。

屋外設備・装置に含まれないもの

- | | |
|--|---|
| ① 自動車 | ⑩ 軌道、防油堤その他の土木構築物 |
| ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 | ⑪ 家財 |
| ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの | ⑫ 動物および植物 |
| ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 | ⑬ 電車、機関車、客車、貨車等 |
| ⑤ 仮設の建物 ^{※1} (年間の使用期間が3か月以下のものに限りません。) | ⑭ 航空機または船舶 ^{※2} |
| ⑥ ゴルフネット(ポールを含みます。) | ⑮ データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物 |
| ⑦ 建築中の屋外設備・装置および増築中の屋外設備・装置の増築部分 | ⑯ 野積みの動産 |
| ⑧ 栓橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 | ⑰ リース・レンタル事業者が保険契約者となった場合のリース品またはレンタル品等の他人に貸与されまたは他人の専有管理下にあるもの |
| ⑨ 海上に所在する建物 ^{※1} および設備・装置 | ⑱ 組立および据付中の機械および設備・装置 |
| | ⑲ 工事用仮設屋外設備・装置、工事用仮設物、建設用仮工事の目的物 |

*1 建物に収容される設備・什器(じゅうき)等および商品・製品等を含みます。

*2 ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。



保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。

休業損失補償

休業損失補償特約

次の事故によって保険の対象に損害が発生した結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失および営業を継続するために追加して支出した費用(営業継続費用)などを補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突等
- 漏水・放水・溢水(いっすい)
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議
- 盗難
- 水災
- 上記の事故以外の不測かつ突発的な事故
- 不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話等の供給・中継の中止または阻害

(注)地震危険補償をセットしている場合でも、地震等による損失、費用は補償の対象なりません。

お支払いする保険金

●店舗休業保険金

保険金額 × 休業日数 + 休業日数短縮費用*

*休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用をいいます。(「減少できた日数×保険金額」を限度とします。)

- (注1) 営業の一部を再開した場合など、一部休業の場合も休業日数に含みます。ただし、定休日は除きます。
 (注2) 風災・雹災(ひょうさい)・雪災および水災の事故による損失は休業4日目よりお支払いします。
 (注3) 不測かつ突発的な原因により電気、ガス、水道、電話等の供給・中継が中断または阻害されたことによる損失は休業4日目よりお支払いします。
 (注4) 契約方式ごとに限度額があります。

●営業継続費用保険金

営業継続費用の額(1事故500万円限度)

●損失防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故による損失の発生または拡大防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合にお支払いします。

- ・消火薬剤などの再取得費用
- ・消防活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など

実費

オプション補償

借家人賠償責任補償(個別補償)

借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償)

保険の対象となる設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等を収容する借用戸室について
次の場合による損害を補償します。

賠償責任補償 借用戸室に火災、破裂・爆発、給排水設備の事故に伴う漏水・放水・溢水(いっすい)による水濡れ※
を原因とした損害が発生し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合

※風災・雹災(ひょうさい)・雪災・水災による損害または給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。

修理費用補償 火災、風災、盗難などによって生じた借用戸室の損害につき、貸主との契約に基づいて、または緊急に貴社の費用で修理した場合

お支払いする主な保険金

賠償責任補償

次の保険金をご契約時に設定した支払限度額を限度にお支払いします。

●貸主に対して支払う損害賠償金

上記のほか、次の費用をお支払いします。

●訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁等のための争訟費用

●借用戸室の被害の拡大を防止するための損害防止費用

など

(注1) 支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もあります。

(注2) 個別に支払条件を設定している費用もあります。

修理費用補償

次の保険金を1事故につき300万円を限度にお支払いします。

ただし、(賠償責任補償)で保険金を支払う場合は、お支払いできません。

●借用戸室を修理する費用



保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

共通 財物損害補償特約、休業損失補償特約

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、費用、損失または営業継続費用

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (3) 保険金をお支払いする事由(盗難を除きます。)の際における保険の対象の紛失または盗難
- (4) 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業(これらの作業によって火災または破裂・爆発の事故が生じた場合を除きます。)
- (5) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (6) 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止による温度変化
- (7) 美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (注1) 地震火災費用保険金が支払われる場合を除きます。
 - (注2) 地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)セット時のお支払いの対象となります。ただし、その場合であっても、危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)については、お支払いできません。
- (10) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (11) (8)～(10)の事由によって発生した事故の延焼、拡大
- (12) 発生原因を問わず発生した事故の(8)～(10)の事由による延焼、拡大
- (13) 電気的事故による炭化または溶融の損害
- (14) 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- (15) 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (16) 保険の対象の欠陥により生じた損害
- (17) 保険の対象の自然の消耗または劣化、ボイラスケールの進行、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によりその部分に生じた損害
- (18) 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

財物損害補償特約

1. 次の事由によって生じた損害および費用

保険の対象である設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等が屋外にある間に生じた保険事故

2. 風災、雹災(ひょうさい)、雪災によって、次に掲げる物について生じた損害

(1) 仮設の建物*(年間の使用期間が3か月以下のものに限りません。)

(2) ゴルフネット(ポールを含みます。)

(3) 建築中の屋外設備・装置

(4) 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置

(5) 海上に所在する建物*および設備・装置

(6) 屋外にある商品・製品等

*建物に収容される設備・什器(じゅうき)等および商品・製品等を含みます。

3. 保険の対象である商品・製品等に生じた盗難の場合

(1) 次のいずれかに該当する損害

① 檜品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)

② 万引きによって生じた損害

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の親族または使用者が自ら行いまたは加担した損害

(2) 次に掲げるものについて生じた損害

① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

② 1個あたりの価額が10万円を超える時計

③ 1個または1組の価額が300万円を超える楽器(据付型のものを除きます。)

④ 金・銀・白金の地金(保険の対象が商品・製品等である場合に限りません。)

その他不測かつ突発的な事故補償特約

1. 次のいずれかに該当する損害および費用

(1) 共通および「財物損害補償特約」1.、3.に該当する場合

(2) 保険金をお支払いする事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害

(3) 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害

(4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人の故意による損害

(5) 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害(被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。)

(6) 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。)

(7) 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

(8) 証拠または横領によって生じた損害

(9) 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害

(10) 保険の対象である商品・製品等に生じ、検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)

(11) 万引きによって保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害

(12) 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

(13) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人もしくは同居の親族が単独でも、もしくは第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害

(14) 保険の対象のうち、楽器について生じた弦(ピアノ線を含みます。)の切断もしくは打楽器の打皮の破損(保険の対象の他の部分とともに損害を受けた場合は除きます。)または音色もしくは音質の変化の損害

(15) 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害

(16) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害

(17) 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害

(18) 水災によって生じた損害

(19) 偶然な外來の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

(20) 保険の対象のうち、真空管、プラウン管、電球等の管球類に生じた損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)

(21) 凍結によって保険の対象である建物の給排水設備*について生じた損害(給排水設備*の損壊を伴う損害は除きます。)

(22) 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するものの吹込み、浸み込みもしくは漏入またはこれらのものの混入により生じた損害

(23) 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害

*スプリンクラー設備・装置を含みます。

2. 次に掲げるものについて生じた損害

(1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

(2) 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品

(3) 工事用仮設建物、工事用仮設物、建設用仮工事の目的物

(4) 機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの

① ベルト、ワイヤロープ、チェーンまたはゴムタイヤ

② 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材

③ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布または布袋

(5) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型コールその他の型類(機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。)

(6) 金・銀・白金の地金(保険の対象が商品・製品等である場合に限りません。)

(7) 移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品

保険金をお支払いできない主な場合

(8) ドローンその他の無人航空機もしくは模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいいます。)またはこれらの付属品(保険の対象が商品・製品等である場合を除きます。)
水災危険補償特約、地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)共通
次のいずれかに該当する損害および費用 1. 共通 および「財物損害補償特約」に該当する場合 2. 保険金をお支払いする事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
屋外設備・装置修復費用補償特約
次のいずれかに該当する損害および費用 1. 共通 および「財物損害補償特約」、「その他不測かつ突発的な事故補償特約」1.(3)~(23)に該当する場合(「保険の対象」とあるのを「対象屋外設備・装置」と読み替えます。) 2. 次のいずれかに該当する事故の際ににおける対象屋外設備・装置の紛失または盗難によって生じた損害および費用 (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災 (2) 保険金をお支払いする事故(盗難を除きます。) (3) 水災 3. 保険金をお支払いする事故による貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつどう)、彫刻物その他の美術品について生じた損害 4. その他不測かつ突発的な事故によって生じた次に掲げるものについて生じた損害 (1) 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品 (2) 工事用仮設の対象屋外設備・装置、工事用仮設物または建設用仮工事の目的物 (3) 機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの ①ベルト、ワイヤロープ、チェーンまたはゴムタイヤ ②潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材 ③フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠 (4) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類(機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。) (5) 移動体通信端末機器もしくは携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。)またはこれらの付属品 (6) ドローンその他の無人航空機もしくは模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させができるものをいいます。)またはこれらの付属品(対象屋外設備・装置が商品・製品等である場合を除きます。) 5. その他不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害 (1) 自動販売機等(自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。)に生じた損害 (2) 駐車場または駐輪場機械設備の車止装置部分または入出場ゲートバー部分等に単独に生じた損害
休業損失補償特約
次のいずれかに該当する損失、費用または営業継続費用 1. 「その他不測かつ突発的な事故補償特約」1.(3)~(10)、(12)~(17)、(19)~(22)、2.(7)または(8)に該当する損害を受けた結果生じた損失、費用または営業継続費用 2. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損失、費用または営業継続費用 (1) 国または公共団体による法令等の規制 (2) 保険の対象または構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害 3. 次の(1)~(5)のいずれかによって発生した、不測かつ突発的原因により、構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害

されたことによる電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継の中止または阻害 (1) 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 (2) 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断 (3) 労働争議 (4) 喧迫行為 (5) 水源の汚染、渇水または水不足
借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償)
(賠償責任補償)
1. 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかによって生じた損害 (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 (5) (4)以外の放射線照射または放射能汚染 (6) (2)~(5)の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (7) 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性 (8) 被保険者の心神喪失または指図 (9) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事(工事が被保険者の業務としてなされたものでなく、被保険者が自己の労力をもって行った場合は除きます。)
2. 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被った損害 (1) 被保険者と貸主の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 (2) 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊による賠償責任
(修理費用補償)
1. 「借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償)」(賠償責任補償)1.(2)~(7)、(9)に該当する場合 2. 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかによって生じた損害 (1) 保険契約者、被保険者もしくはこれらの法定代理人または借用戸室の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 (3) 日本国国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟 (4) 被保険者の心神喪失 (5) 被保険者またはその役員の指図 3. 直接であると間接であるとを問わず、借用戸室に生じた風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 4. 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害 (1) 借用戸室の欠陥 (2) 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発酵その他類似の損害 (3) ズミ食い、虫食い等 (4) 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用戸室ごとに、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

サイバーリスク補償対象外特約 全ての契約に自動でセットされます。
原因を問わず電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能、機能不全、費用もしくは支出※1※2。ただし、電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能もしくは機能不全の結果として火災または破裂・爆発が生じた場合は、その火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた物的損害※3を補償します。 ※1 これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出には、財物損害、休業損失、営業継続費用等を含みます。 ※2 これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して同時にまたは連鎖的に影響を与える他のいかなる事由または事象にかかわらず、これらの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変または使用不能、機能不全、費用もしくは支出に対して保険金を支払いません。 ※3 それらの物的損害によって生じた費用、損失または営業継続費用を含みます。
戦争危険およびテロリズム補償対象外特約 全ての契約に自動でセットされます。
次のいずれかに該当する事由に直接または間接に生じた損害、費用、損失または営業継続費用 (1) 戦争、外国の侵略、外国の武力行使、交戦状態もしくは戦争類似の状態、内戦、反乱、革命、暴動、武装蜂起・クーデター・政権奪取に関連した内乱 (2) テロリズム (3) (1)または(2)の発生に関連する行為によって生じた損害、費用、損失または営業継続費用

主な用語のご説明

	用語	ご説明
い	一般物件	住宅物件、工場物件および倉庫物件以外の物件をいいます。
お	屋外設備・装置	建物の外部にあって、地面等に固定されている設備、装置、機械等をいい、門・扉・垣・物置・車庫その他の付属建物、貴金属・宝玉および宝石・書画・骨董(こつとう)などを除きます。
け	経常費	固定費。事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
	原動機付自転車	道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車(総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kW以下の二輪車など)をいいます。
こ	工場物件	次の①、②または③のいずれかに該当する工場敷地内に所在するものをいいます。 ① 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの ② 工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの ③ 作業人員が常時50人以上のもの など
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額をいいます。
し	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	自動車	自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。
	借戸室	被保険者が借用する保険証券記載の建物または戸室をいいます。
	住宅物件	次のものおよびその収容動産をいいます。 ① 独立住宅(1戸建住宅) ② 共同住宅で、各戸室の全てが単に住居のみに使用されているもの
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器(じゅうき)等	設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。
そ	倉庫物件	倉庫業者および協同組合が占有する倉庫建物などや、管理する保管貨物をいいます。
	騒擾(そうじょう)・集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの中をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金額	ご契約金額のことをいいます。

Memo

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>